

大阪市における防災計画書の取扱いについて

高層建築物等の防災計画書の取扱いについては、下記により取扱うものとする。

○防災計画書の提出を要する建築物及び提出先

区分	対象建築物	防災計画書提出先
1	高さが 60m を超える建築物	
2	高さが 31m を超え、60m 以下の建築物 ただし、次のいずれかに該当するものは、対象外とする。	
	共同住宅 ・建築基準法施行令第 129 条の 13 の 2（非常用の昇降機の設置を要しない建築物）の規定に該当し、2 以上の屋外階段、避難階段又は特別避難階段を設けたもので、 (※) 防災上問題が少ないもの	(一財) 日本建築センター (一財) 日本建築総合試験所
	事務所等 ・高さ 31m を超える部分の階数が 2 以下で、かつ、その部分の床面積の合計が 200 m ² 以下のもので、二方向への避難が確保されており、 (※) 防災上問題が少ないもの	(一財) 大阪建築防災センター
3	高さが 31m 以下の大規模建築物、複合用途建築物で次に掲げるもの 1. 旅館・ホテル 5 階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 2000 m ² を超えるもの 2. (※) 特定行政庁が必要と認めるもの	日本 ERI (株) 大阪支店 ビューロー・ベリタスジャパン(株) 大阪事務所 ㈱国際確認検査センター大阪本店

注意事項

1) 防災計画書要否判定

(※) 部分の判断は大阪市が行う。必要書類として、各階の床面積を記載した建築概要、避難経路や防火区画を記載した平面図、31m の位置を記載した断面図、立面図等を作成 (A3 サイズでの提出が望ましい) し、事前に確認申請相談窓口に提出すること。その他詳細については、問い合わせによる。

2) 高さは建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号、階数は施行令第 2 条第 1 項第 8 号及び大阪市建築基準法取扱い要領による。

3) 防災計画書の要否について 31m を超える部分とはスラブが 31m ラインを超えるか否かで判断する。ただし、塔屋階（階段室等で水平投影面積が建築面積の 1/8 を超える等、階数に算入される場合を含む）は階数・高さ・床面積に算入しない。（**下図**及び大阪市建築基準法取扱い要領 4-15 参照）

なお、非常用エレベータの設置要否における 31m を越える部分とは、31m ラインが階高の 1/2 以下にある階をいう。（大阪市建築基準法取扱い要領 2-18 参照）

